

スチュワードシップ活動の取組状況に関する自己評価について

2019年3月

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社（以下「当社」といいます。）は、日本版スチュワードシップ・コード改訂版に対応する当社の取組方針（以下「当社取組方針」といいます。）を2017年11月に公表し、これに則りスチュワードシップ活動に取り組んでおります。

今般、2018年12月末までの当社における取組方針等の実施状況の自己評価を実施しましたので、以下の通り公表いたします。

■スチュワードシップ活動に関する基本方針の策定と公表（原則1）

当社は、当社取組方針における原則1に基づき、以下のスチュワードシップ活動に関する基本方針を策定し、公表しております。

スチュワードシップ活動責任を果たすため、公開情報を基にした企業分析、投資対象企業との継続的な目的を持った対話（エンゲージメント）、議決権の行使を重視します。

投資対象企業に対する詳細な調査において、以下の点に着目します。

- ・企業が長年にわたって継続するために必要な収益力
- ・資本効率の改善
- ・各事業の投資リターンを考慮した最適な資本構成や資本配分
- ・厳しい競争を勝ち抜くために必要な経営陣の能力と姿勢
- ・環境や社会活動における潜在的なリスク
- ・株主利益を重視した質の高いコーポレート・ガバナンス

加えて、経営陣との対話（エンゲージメント）を通じて、投資対象企業による株主価値の増大と持続可能な収益の達成を支援・促進します。

■利益相反についての明確な方針策定と公表（原則2）

2018年6月に、当社利益相反管理規程を改訂し、担当部署の役割の明確化や、グループ内の他社との利益相反の管理の導入などを追加しました。また従来より明確にリスト化している、注意すべき利益相反の類型についても、見直しを図りました。利益相反管理規程については、当社ウェブサイトにて公表しております。

利益相反管理規程の全文は、以下のリンクよりご覧になれます。

[利益相反管理規程](#)

■ 投資先企業の状況の的確な把握（原則 3）

エンゲージメントや議決権行使は運用プロセスの一環と捉え、運用チームが直接関わり責任を負う体制となっています。

また ESG の考慮については、運用チームが重視する持続可能な企業収益に影響を与える重要なリスクを評価する際に ESG を考慮します。その重要なリスクを評価する際には社内および外部から得た情報を活用し、顧客利益のために投資先企業との対話を行い、議決権を行使します。

ガバナンス体制については、スチュワードシップ活動全般を統括的に監視するスチュワードシップ委員会を設置し、同委員会において取組方針等の実施状況の定期的な評価を行っています。

■ 投資先企業に対するエンゲージメント（原則 4）

投資対象における中長期の本源的価値に影響を及ぼす重要な要素についてエンゲージメントを行っています。以下は、当社の 2018 年度における活動内容の一例です。

1. 資本効率改善および規律に対する経営陣の姿勢

- 新しい経営陣の資本効率に対する姿勢について対話を行いました。競争力や事業規模を考慮し、将来のリターンを意識した適切な資本配分を行っていくことの重要性について経営陣と共有しました。
- 株式持ち合いについて対話を行いました。会社側が公表している株式持ち合い解消計画を前倒しする必要性について主張しました。それに対して会社側は、解消に向けた努力を継続していくものの、計画を上回るペースでの解消実現は困難である旨を示しました。しかしコーポレートガバナンスコードの改訂は政策保有の解消を早めるという点で追い風となるとの見解も示しました。今後も対話を継続していきます。

2. ガバナンスに対する経営陣の姿勢

- 経営陣に対する管理・監督機能について対話を行いました。会社側も重要性を認識しており、経営陣との対話・監督を行う頻度を以前に比べて増やしていることが確認されました。
- 新しい経営陣のガバナンスに対する姿勢について対話を行いました。報酬委員会の議長に社外取締役を登用していることや取締役会のメンバーの半分を独立した社外取締役で構成する方向で進めていることが確認されました。

3. 経営陣の KPI(評価指標)について

- 運用チームが適切と考える KPI について対話を行いました。会社側は技術開発投資を進めている段階であるため、資本効率を測る指標を KPI に適用することに対して消極的な反応を示しました。運用チームはその段階にあるからこそ会社が必要とする資本効率を図る指標やリターンを掲げることが大切であることを伝えました。今後も対話を継続していきます。

■ 議決権行使の関する方針の策定（原則 5）

当社は、議決権行使に関する規程に基づき議決権行使ガイドラインを定めておりますが、その概要は、以下の通りです。また、議決権行使ガイドラインの全文は、以下のリンクよりご覧になれます。

[議決権行使ガイドライン](#)

当社は原則主義（プリンシプルベース・アプローチ）を採用しており、全ての議決権行使は、当社の議決権行使ガイドラインポリシーにおいて規定される原則に則って検討されます。

議決権行使においては原則として投資対象企業の経営陣を支持します。しかしながら、当社が想定する妥当な水準の期待に投資対象企業が沿えないような状況が続く場合には、経営の変化を促す方向で積極的に議決権行使に臨みます。その場合、新しい企業戦略の策定といった議題から、経営陣の刷新又は社外取締役の選任といった議題についてまで当社の考え方を反映した形で議決権行使を行います。

■ 議決権行使結果の公表（原則 6）

2018年8月に、2018年4月～2018年6月に開催された株主総会における国内株式議決権の行使結果について個別開示を行いました。以下のリンクよりご覧になれます。

[議決権行使結果の個別開示](#)

■ スチュワードシップ活動を行うための実力整備（原則 7）

当社は、スチュワードシップ活動を適切に実施するため、以下の通り体制整備を実施しました。

特に、2018年1月に設置したスチュワードシップ委員会では、当社及び運用委託先におけるスチュワードシップ活動全般のレビューを行い、その活動が適切である旨の確認を行いました。

当社では、今後も適宜体制の見直しを実施し、スチュワードシップ活動を行うための実力整備を行ってまいります

| | |
|----------|---|
| 2014年8月 | 日本版スチュワードシップ・コードの受け入れ表明 |
| 2017年9月 | 議決権個別開示 開始 |
| 2017年11月 | 日本版スチュワードシップ・コード改訂版の受け入れ表明 |
| 2018年1月 | スチュワードシップ委員会を設立 |
| 2018年2月 | UNPRI(国連責任投資原則)にイーストスプリング・インベストメンツとして署名 |

以上